

近江八幡市簡易工事等契約希望者登録制度実施要綱

平成 22 年 3 月 21 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、市の入札参加資格者名簿に未登録で、市内に事業所を置く事業者等に対し、市が発注する少額の簡易な工事等の受注機会を拡大し、公平公正に活用することにより市内の経済の活性化を図ることを目的とする。

(対象となる契約)

第 2 条 対象となる工事等の契約は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 工事等の内容が簡易で、かつ、施工が容易であるもの
- (2) 設計金額（消費税を含む。）が 50 万円未満であるもの

(対象者等)

第 3 条 この制度に登録できる者は、次の各号のとおりとする。

- (1) 近江八幡市内に居住する者
- (2) 近江八幡市内に事業所を有する者
- (3) 業務の特殊性を考慮し市長が特に必要と認める者

(欠格事項)

第 4 条 登録できない者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 近江八幡市入札参加資格審査申請に基づく建設工事入札参加資格名簿に登録されている者
- (2) 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの日又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過していない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行っている者
- (5) 簡易工事等に係る希望業種を履行するために必要な資格、許可等を有しない者
- (6) 国税及び地方税に滞納がある者
- (7) その他市長が適当でないと認める者

(登録の手続)

第 5 条 登録の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 近江八幡市簡易工事等契約希望者登録申請書（別紙様式第 1 号）

- (2) 国税及び地方税に滞納がないことを証明する書類
 - (3) 使用印鑑届（別紙様式第2号）
 - (4) 口座振替依頼書兼振込口座登録申請書（別紙様式第3号）
 - (5) その他市長が登録に必要と認める書類
- 2 登録申請の受付場所は、総務部管財契約課とする。
- 3 登録申請は、前項の受付場所へ直接持参するものとし、郵送、電子メール等による申請は受理しない。

第6条 市長は前条の申請があったときは、その申請に係る書類等を審査し、登録すべきものと認めるときは、近江八幡市簡易工事等希望者登録名簿に登録するものとする。

この場合において、近江八幡市入札参加資格審査による資格業者の選定を拒むものではない。

（有効期間）

第7条 登録の有効期間は3年間とするが、追加受付は毎年実施するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、市長が定める期間に、別に定める書類の提出を求めることができる。

（契約保証金）

第8条 この要綱による契約締結に当たっては、契約保証金を免除する。

（変更等の届出）

第9条 登録者は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するときは、近江八幡市簡易工事等契約希望者登録変更等届（別紙様式第4号）により市長に届出をしなければならない。

- (1) 住所、所在地、電話番号等を変更したとき。
- (2) 氏名、法人名称又は代表者を変更したとき。
- (3) 廃業等により営業が不可能になったとき。
- (4) 登録を抹消しようとするとき。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、平成22年3月21日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の近江八幡市簡易工事等契約希望者登録制度実施要綱の規定に基づきなされた手続その他の行為は、それぞれ

れこの規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 2 2 年 月 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の近江八幡市簡易工事等契約希望者登録制度実施要綱の規定に基づきなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。